

1. 檜陵祭 2018 規約

第 1 章 総則

第 1 条 本規約の名称を檜陵祭 2018 規約とし、檜陵祭 2018（以下、檜陵祭）の円滑な運営を確保することを目的として制定する。

第 2 条 檜陵祭に関する事項は、全て本規約に基づいて定めるものとし、これに違反する細則、処分および判断は無効とする。

第 2 章 檜陵祭 2018 実行委員会

第 3 条 檜陵祭に関する事項の最高決定機関として檜陵祭 2018 実行委員会（以下、実行委員会）を設置する。

第 4 条 実行委員会に以下の役員を設置する。また、委員長と副委員長を合わせて実行委員会二役と呼ぶ。

1) 委員長（1 名）

実行委員会での議事進行を行うとともに、対外的な場で実行委員会を代表する。

2) 副委員長（1 名）

委員長を補佐し、委員長が業務を遂行できない場合は委員長の業務を代行する。

3) 会計（1 名）

檜陵祭での会計処理を管理する。

第 5 条 実行委員会は檜陵祭を完成させようと考え、それに協力する委員によって構成される。また 2018 年度も学籍を有すると見込まれる北海道大学学生（以下、北大生）のみ委員になることができる。

第 6 条 実行委員の就任は、事前に委員長に通告し、許可を得なければならない。

第 7 条 会計監査（1 名）を参加団体（第 4 章）の中から互選する。檜陵祭の会計処理が適正に行われているか監査し、実行委員会および参加団体に報告する。

第 8 条 実行委員会は、実行委員会二役が必要と認めたときまたは 2 名以上の委員の要求によって、委員長（役員が決まるまでは檜陵祭 2018 準備委員会委員長）の招集により行われる。また、それは総委員の過半数の出席をもって委員会として成立する。

第 9 条 実行委員会において決定された事項および実行委員会二役が必要と認めた事項の執行については、檜陵祭 2018 実行委員会事務局（以下、事務局）に委託する。

第 10 条 何らかの事情で実行委員会の開催が困難な場合および再審議を経ても議決が困難な場合、実行委員会二役による判断をもって実行委員会の決定とする。また、その決定は追って実行委員会および参加団体に報告する。

第 11 条 議案は全ての実行委員および参加団体が提出することができる。ただし、事務局長および副事務局長（第 16 条）が提出できるのは事務処理に関する議案のみとする。また、事務局長および副事務局長は議案説明を事務局員に委任することができる。

第 12 条 議案を実行委員会に提出する場合、事前に実行委員会二役への通告を経なければならない。

第 13 条 委員長は檜陵祭運営のためにサブスタッフ（第 24 条）を指揮することができる。また、その指揮権を事務局長に委託できる。

第 14 条 実行委員会の議事および採決は、檜陵祭 2018 実行委員会規約に基づく。

第 3 章 事務局

第 15 条 檜陵祭における決定事項や必要事項を実行する組織として、事務局を設置する。

第 16 条 事務局に以下の役員を設置する。

1) 事務局長（1 名）

事務局を統括し、実行委員会から委託された事務作業を請け負う。

2) 副事務局長 (1名)

事務局長を補佐し、事務局長が業務を遂行できない場合は事務局長の業務を代行する。

第 17 条 事務局は事務局長、副事務局長および事務局長が必要と認めた全ての事務局員をもって構成する。

第 18 条 事務局の業務に関して、実行委員会が実行委員会二役を通じて監査する。

第 19 条 実行委員会と事務局の連絡機関として本部会を開催する。本部会には実行委員会二役、会計、事務局長、副事務局長および事務局員が出席する。

第 20 条 本部会にて事務局の裁量に余ると判断した議案は、実行委員会に再審議を求めることができる。ただし、同じ議案の審議差し戻しは一度までとする。

第 4 章 参加団体

第 21 条 参加団体について、以下を定める。

1) 実行委員会および事務局の定める参加資格 (第 23 条から第 25 条) を満たし、実行委員会および事務局に対して期限までに所定の手続きにより届け出、参加を許可された団体を参加団体とする。

2) 期限までに届け出のなかった団体は、檜陵祭に参加することが原則認められない。

第 22 条 檜陵祭 2018 参加団体は以下の種別に区分される。

1) 屋外参加団体

北海道大学の敷地 (建物外) の一部を使用し、当該団体が自主的に計画した活動を屋外にて行う団体。

2) 屋内参加団体

北海道大学の建物内の一部を使用し、当該団体が自主的に計画した活動を屋内にて行う団体。

第 23 条 参加団体の構成員について以下を定める。

1) 檜陵祭は北大祭を構成する祭の一つであるため、団体の構成員は北大生でなければならない。ただし、北大生以外の者が含まれている団体であっても、団体登録用紙に記載される全ての係 (第 24 条) を北大生が担うことを条件とし参加を認める。

2) 団体登録用紙に記載される係を、団体内および団体間で兼任することはできない。ただし、企画責任者でない者は団体内でイベント係を兼任することができる。

第 24 条 参加団体内に以下の係を定める。

1) 企画責任者 (1名)

参加団体の代表者であり、団体を統率し、区画を使用する際の責任をすべて取り持つ。

2) 副企画責任者 (1名)

企画責任者を補佐し、企画責任者が業務を遂行できない場合は企画責任者の業務を代行する。

3) 団体会計 (1名)

団体内の会計処理を行う。

4) イベント係 (1名)

団体が参加する事務局主催の各種企画において、必要な情報を把握し、団体を統率する (企画責任者以外は兼任可能)。

5) サブスタッフ (2名)

檜陵祭期間中の一部業務を団体ごとに割り当てられた時間のみ行う。

第 25 条 参加団体には以下の各号の義務が生じる。

1) 実行委員会の議決や事務局の指示に誠実に従い、実行委員会および檜陵祭の円滑な運営に協力する。

2) 団体登録用紙を提出する。また、団体登録用紙に記載されたすべての係の職務を全うする。

3) 参加を要する各種説明会の全てに参加する。

4) 企画内容申請を行い、申請内容を遵守する。

5) 檜陵祭において、公序良俗に反する活動を行わない。

6) 榆陵祭において、政治・宗教系の活動を行う際は来場者並びに榆陵祭関係者の不利益となる行動をとらない。

7) 北大祭プライバシーポリシーに同意し個人情報の守秘義務を果たす。

8) 事務局の提供する Web システムの利用に際して、別途定められた榆陵祭 2018 実行委員会事務局システム規約を遵守する。

9) 割り当てられた区画を適正に使用する。

10) 誓約書（第 29 条）を提出する。

11) 分担金を支払う。分担金とは、榆陵祭の運営のために参加団体が担う費用のことをいう。

第 26 条 榆陵祭準備期間中および榆陵祭期間中に、実行委員会二役または事務局員が、第 23 条、第 24 条または第 25 条に違反したと判断した団体には、警告・勧告を行う。それでも改善されない場合は委員長の判断により榆陵祭への参加資格を剥奪される。ただしその場合、実行委員会二役または事務局員は理由を明らかにしなければならない。

第 27 条 参加資格を剥奪された団体は、速やかにその区画から撤収し、事務局の指示に従う。分担金およびその他諸費用の返還・補償は行われぬ。

第 28 条 参加資格を剥奪された団体は、実行委員会二役によって参加資格を満たすと判断されるまで、来年度以降の榆陵祭への参加資格を失う。

第 29 条 誓約書について以下を定める。

1) 誓約書とは北大祭および榆陵祭に参加するにあたって守るべき必要事項を記したものである。

2) 誓約書には団体の構成員全員の氏名を記載しなければならない。

3) 誓約書は実行委員会二役の見解にて規定する。

第 30 条 参加団体は実行委員会二役または実行委員に対して実行委員会の開催を要求する権利を持つ。

第 5 章 会計

第 31 条 榆陵祭の予算は会計が作成し、実行委員会に提案する。決算は会計監査の監査を経た上で、会計が実行委員会および参加団体に報告する。

第 32 条 榆陵祭の運営財源には繰越金、分担金および雑収入を充てる。

第 6 章 改正

第 33 条 全ての実行委員または参加団体はいつでも本規約および関連細則の改正を求めることができる。

第 34 条 本規約および関連細則は実行委員会の議事を経て改正され、その改正された内容は可決後、直ちにその効力を発揮する。

第 7 章 附則

第 35 条 本規約は、事務局が実行委員会から委託された残務処理が終了する日までその効力を持つ。

2. 榆陵祭 2018 実行委員会規約

第 1 章 総則

第 1 条 本規約の名称を榆陵祭 2018 実行委員会規約とし、榆陵祭 2018 実行委員会（以下、実行委員会）の円滑な運営を確保することを目的として制定する。

- 第 2 条 本規約は、全て榆陵祭 2018 規約に基づいて定められる。
- 第 3 条 実行委員会に関する事項は、全て本規約に基づいて定めるものとし、これに違反する細則、処分および判断は無効とする。
- 第 2 章 組織**
- 第 4 条 榆陵祭 2018（以下、榆陵祭）に関する事項の最高決定機関として実行委員会を設置する。
- 第 5 条 実行委員会に以下の役員を設置する。役員の任期は選出されてから実行委員会が解散するまでとする。また、委員長と副委員長を合わせて実行委員会二役と呼ぶ。
- 1) 委員長（1 名）
北海道大学学生（以下、北大生）の中から一般公募し、実行委員会での選挙により選出される。実行委員会での議事進行を行うとともに、対外的な場で実行委員会を代表する。
- 2) 副委員長（1 名）
北大生の中から一般公募し、実行委員会での選挙により選出される。委員長を補佐し、委員長が業務を遂行できない場合は委員長の業務を代行する。
- 3) 会計（1 名）
北大生の中から一般公募し、実行委員会での選挙により選出される。榆陵祭での会計処理を管理する。
- 第 6 条 実行委員会は榆陵祭を完成させようと考え、それに協力する委員によって構成される。また 2018 年度も学籍を有すると見込まれる北大生のみ委員になることができる。
- 第 7 条 実行委員の就任は、事前に委員長（役員が決まるまでは榆陵祭 2018 準備委員会委員長）に通告し、許可を得なければならない。
- 第 8 条 会計監査（1 名）を榆陵祭 2018 参加団体（以下、参加団体）の中から互選する。榆陵祭の会計処理が適正に行われているか監査し、実行委員会および参加団体に報告する。
- 第 9 条 実行委員会は、実行委員会二役が必要と認めるときまたは 2 名以上の委員の要求によって、委員長（役員が決まるまでは榆陵祭 2018 準備委員会委員長）の招集により行われる。また、それは総委員の過半数の出席をもって委員会として成立する。
- 第 10 条 実行委員会において決定された事項および実行委員会二役が必要と認めた事項の執行については、榆陵祭 2018 実行委員会事務局（以下、事務局）に委託する。
- 第 3 章 議事**
- 第 11 条 実行委員会はいかなるときも、その議事を公開で行う。
- 第 12 条 実行委員会の議事における発言は、全て挙手の上で行う。
- 第 13 条 実行委員会の全ての役員は実行委員から発言を求められた場合、必ず発言しなければならない。
- 第 14 条 議案は全ての実行委員および参加団体が提出することができる。ただし、榆陵祭 2018 実行委員会事務局事務局長（以下、事務局長）および榆陵祭 2018 実行委員会事務局副事務局長（以下、副事務局長）が提出できるのは事務処理に関する議案のみとする。また、事務局長および副事務局長は議案説明を事務局員に委任することができる。
- 第 15 条 議案を実行委員会に提出する場合、事前に実行委員会二役への通告を経なければならない。
- 第 16 条 何らかの事情で実行委員会の開催が困難な場合に限り、実行委員会二役による判断をもって実行委員会の決定とする。また、その決定は追って実行委員会および参加団体に報告する。
- 第 17 条 委員長は実行委員会の議長を兼任し、その進行を行う。ただし、委員長が不在の場合、副委員長を議長とする。
- 第 18 条 役員は投票権を持たず、議事進行において中立を守るものとする。
- 第 19 条 議長は時間の制約等、議事進行上やむを得ない場合に限り、発言を打ち切ることができる。
- 第 4 章 採決**

- 第 20 条 全ての実行委員は等しく 1 票を投じる権利を持つ。
- 第 21 条 投票は以下の 3 種類とする。
賛成：議題に賛同する。
反対：議題に賛同しない。
棄権：投票する権利を放棄する。
- 第 22 条 投票は棄権、賛成、反対の順で行う。ただし、賛成票が明らかに多かった場合、反対票を数えずに賛成多数と認める。
- 第 23 条 3 種類以上の案を同時に審議する場合、賛成・棄権のみによる多数決方式の採決を行う。
- 第 24 条 3 種類以上の案を同時に審議し、いずれの案も賛成票が過半数に達しなかった場合、得票数上位 2 案による決選投票を行う。
- 第 25 条 投票は挙手または投票用紙によって行う。
- 第 26 条 以下の場合、その議案は再審議とする。
1) 賛成票と反対票が同数の場合。
2) その他の要因で議決が困難な場合。
- 第 27 条 再審議を経ても議決が困難な場合、実行委員会二役の判断を実行委員会の決定とする。
- 第 28 条 賛成・反対・棄権それぞれの票数を足したものを全投票数とする。
- 第 29 条 有効投票数が全投票数の過半数に達しなかった場合、その議案は次回の実行委員会議事までの継続審議とする。
- 第 30 条 有効投票数の過半数の賛成をもって実行委員会の決定とする。
- 第 31 条 議長は投票結果を実行委員会および参加団体に報告する。
- 第 5 章 選挙
- 第 32 条 選挙によって選出されるのは委員長、副委員長および会計である。
- 第 33 条 全ての実行委員は等しく 1 票を投じる権利を持つ。また、その権利を放棄することができる。
- 第 34 条 投票は投票用紙によって行う。
- 第 35 条 実行委員会の出席委員数から棄権票数を引いたものを有効投票数とする。
- 第 36 条 第 1 回目の投票において有効投票数の過半数に達した候補者がいなかった場合、得票数の多い順から候補者を 2 名選抜し決選投票を行う。
- 第 37 条 立候補者数が募集人数と等しい場合、信任投票を行う。
- 第 38 条 信任投票は有効投票数の過半数の信任で当選とする。
- 第 39 条 上記の選挙における当選者がいない場合、改めて候補者を募集し、次回の実行委員会にて再選挙を行う。
- 第 40 条 再選挙における当選者がいない場合、その役員を設置せず、職務は他の役員が代行する。
- 第 41 条 当選者は当選後、直ちにその職務を行う。
- 第 42 条 議長は選挙結果を実行委員会および参加団体に報告する。
- 第 6 章 動議
- 第 43 条 全ての実行委員は実行委員会の議事において、いつでも動議を提出することができる。
- 第 44 条 動議の提出後、直ちにその動議の採決に移る。この採決は、第 4 章に従って行う。
- 第 45 条 実行委員は以下の動議を提出できる。
1) 閉会動議
実行委員会の議事を終了し、閉会する動議。成立後、直ちに閉会する。
2) 議長変更動議
議長の変更を行う動議。成立後、直ちに副委員長が議長を代行する。
3) 議題差替動議
現在審議中の議案を動議提出者指定の議案（以下、指定議案）に差し替える動議。成立後、直ち

に指定議案の審議に移る。指定議案の審議、採決後、直ちにもとの議案に戻る。指定議案の審議、採決が終了するまでは、新たな議案差替動議は提出できない。

4) 採決動議

現在審議中の議案の審議を打ち切り、採決に移る動議。成立後、直ちに審議を打ち切った議案採決に移る。

5) 事務局委任動議

現在審議中の議案の決定権を事務局に委任する動議。成立後、その議案に関する事務局の決定は実行委員会の決定となる。

6) 処分・判断取消動議

実行委員会の処分・判断を取り消す動議。成立後、その処分・判断は無効となる。

第 46 条 同時に複数の動議が提出された場合、第 45 条に定める番号が若い方を優先する。ただし、同じ番号の動議が提出された場合、提出された順番に行う。

第 7 章 解任・辞任

第 47 条 全ての実行委員は、いつでも役員解任を請求することができる。

第 48 条 全ての役員および実行委員は、いつでも辞任の意思を表明することができる。

第 49 条 議事は議長が進行する。ただし、委員長の解任・辞任においては副委員長が議事を進行する。

第 50 条 全ての実行委員は、等しく 1 票を投票する権利を持つ。

第 51 条 投票は、承認・不承認の 2 種類とする。

第 52 条 投票は、投票用紙を用いて行う。

第 53 条 解任・辞任は、投票数の 3 分の 2 以上の承認をもって成立とする。

第 54 条 役員解任・辞任が決定した場合は、直ちに後任の選挙を行う。新役員決定までの間は、解任または辞任が決定した役員が暫定的にその職務を行う。

第 8 章 改正

第 55 条 全ての実行委員はいつでも本規約の改正を求めることができる。

第 56 条 改正の採決は、第 4 章に従って行う。

第 57 条 本規約は実行委員会の議事を経て改正され、その改正された内容は可決後、直ちにその効力を発揮する。

第 9 章 附則

第 58 条 本規約は、事務局が実行委員会から委託された残務処理が終了する日までその効力を持つ。

3. 檜陵祭 2018 実行委員会事務局システム規約

檜陵祭 2018 実行委員会が組織する檜陵祭 2018 実行委員会事務局（以下、乙）が提供する、Web を利用した情報の登録・申請システムおよび関連する各種システム（以下、本システム）を利用する場合、檜陵祭 2018 参加団体の本システムを利用する者（以下、甲）は、檜陵祭 2018 実行委員会事務局システム規約（以下、本規約）

に従う必要があります。

第1章 本規約について

- 第1条 本規約は、乙が運営する本システムの利用に対して適用されます。
- 第2条 本規約は事前に予告することなく任意に変更されることがあります。甲が本規約の変更後も本システムの利用を続ける場合、甲は変更後の内容に同意しているとみなされます。
- 第3条 本規約が変更された場合、乙は、乙が提供する檜陵祭 2018 参加団体用公式 Web サイト上にその旨を公示します。変更後の規約はその時点より適用されます。

第2章 利用に際して

- 第4条 甲は、乙の提供する情報を受信するために、乙の推奨する環境を甲の責任において整えるものとします。
- 第5条 甲は、乙の提供する情報の内容に細心の注意を払うものとします。
- 第6条 甲は、乙が設定した期日までに過不足なく情報の登録・申請を行うものとします。
- 第7条 甲は、本システムに入力した登録情報に変更が生じた場合、速やかに乙まで変更内容を申請するものとします。
- 第8条 甲は、本システムへのログイン情報を管理し、不正利用に注意を払うものとします。
- 第9条 甲は、本システムにおいてバグなど何らかの不具合を発見した場合、速やかにその旨を乙まで報告するものとします。
- 第10条 甲は、本システムの不具合が原因で、本システムの適正な利用が困難な場合、速やかにその旨を乙まで報告し、乙の指示に従うものとします。
- 第11条 甲は、本システムを含む乙の提供するコンテンツ（システム・ソフトウェア・文章・画像・映像・音声を含む）が、知的財産権および法律により保護されていることを認め、同意するものとします。
- 第12条 乙は、必要な場合、適正な範囲内において、甲の登録情報を本人の了承無しに変更できるものとします。この際、檜陵祭 2018 準備委員会が定める「檜陵祭 2018 プライバシーポリシー」に準ずるものとします。

第3章 禁止事項

- 第13条 甲が本システムを利用するにあたって、以下の行為は禁止されています。
- a) 故意に虚偽の情報の登録・申請を行うこと
 - b) サーバーに負担をかけるなど、他の利用者の本システム利用を妨害すること
 - c) 前章の規定に違反すること
 - d) その他、乙が不適切だと判断したこと
- 第14条 前条で禁止されている行為が確認された場合、乙はその事実を檜陵祭 2018 実行委員会委員長および副委員長（以下、実行委員会二役）に通報します。乙は実行委員会二役の指示の下、甲に事前に通告することなくその事実を公示し、甲のアカウントの停止、登録情報の変更および抹消を含めた然るべき処置をとる場合があります。

第4章 免責および法的事項

- 第15条 乙は、第1章～第3章に含まれるすべての事項に関して、甲がその内容を把握せず、また本規約に違反して生じた一切の問題について、いかなる責任も負いません。
- 第16条 甲が、乙により推奨された機器およびソフトウェア以外を用いて本システムを利用した場合、乙はその動作を保証しません。
- 第17条 本システムは、予告なしに変更、一時停止、休止および廃止される場合があります。
- 第18条 乙は、甲が本システムを利用することで生じた一切の不利益および損害についていかなる責任も負いません。

第 19 条 乙は、本システムにおけるすべての個人情報の取扱を、乙が定める「榆陵祭 2018 実行委員会プライバシーポリシー」に従うものとします。

第 5 章 附則

第 20 条 本規約に定められていない一切の事項については、榆陵祭 2018 実行委員会が定める規約および細則に準ずるものとします。

4. 榆陵祭 2018 実行委員会プライバシーポリシー

榆陵祭 2018 実行委員会（以下、実行委員会）は、榆陵祭 2018（以下、榆陵祭）への参加を予定されている皆様の個人情報の重要性と、それに伴う個人情報保護の必要性を強く認識し、皆様に安心して榆陵祭に参加していただくために、個人情報保護に関するポリシー（方針）をここに掲げます。

1. 個人情報

実行委員会における個人情報とは、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）に規定される次の条件を満たすものとします。

- (1) 生存する個人に関する情報であること
- (2) 他の情報と容易に照合することができ、特定の個人を識別できるものであること

2. 個人情報管理責任者

取得した皆様の個人情報は、実行委員会が責任をもって管理するものとします。

3. 法令および規範の遵守

実行委員会は、個人情報保護法ならびに個人情報に関して適用されるその他法令および規範を遵守し、個人情報を適正に取り扱います。

4. 個人情報の利用目的

実行委員会は、個人情報を下記の目的のために必要な範囲内で、適正に利用します。下記に定めのない目的において、事前にご本人の同意を得ずに個人情報を取り扱うことはいたしません。

- (1) 本人確認と本人の所属確認
- (2) 榆陵祭への登録・申請・提出物等の各種手続きに関する事務連絡
- (3) 実行委員会に関する各種連絡
- (4) 問い合わせへの返答
- (5) 実行委員会のサービスの改良および新規開発
- (6) 榆陵祭および実行委員会に関するサービスの提供

5. 個人情報の第三者提供

実行委員会は、事前にご本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはいたしません。ただし、皆様が実行委員会仲介の受注業者等を利用する場合、利用目的の達成のために必要な範囲内で個人情報を当該受注業者に提示する場合があります。また、個人情報の一部または全部を北海道大学各種機関、保健所および消防署等の公的機関に提供する場合があります。

6. 個人情報の利用および提供に関する例外

実行委員会は、下記の場合を個人情報の利用（4.）および第三者提供（5.）に関する例外とし、実行委

員会が必要であると判断した場合、諸機関に個人情報を提供することがあります。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合
- (3) その他、実行委員会が利用目的達成のために必要な範囲内で適正に個人情報を取り扱う場合

7. 個人情報の取得および安全管理

実行委員会は、適正に個人情報を取得し、偽りその他不正な手段でこれを取得することはありません。また、取得した個人情報は厳重に管理し、漏洩や滅失および毀損の防止に努め、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

8. 個人情報の開示

実行委員会は、下記の場合を除き、皆様の個人情報の開示・訂正・削除要求に延滞なく応じ、その手順および手続き方法を適当な手段で回答いたします。その場合、実行委員会が定める方法によってご本人自身であることが確認できた場合に限り対応させていただきます。

- (1) ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利や利益を害するおそれがある場合
- (2) 檜陵祭および実行委員会の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反するおそれがある場合

これらに該当する場合、準備委員会は要求された開示の是非に関する決定をして、その内容を皆様に延滞なく通知いたします。

9. プライバシーポリシーの改定

実行委員会は、個人情報の保護に関する取り組みを常に改善し、必要に応じてプライバシーポリシーを改定します。改定した場合は、Web ページ等にて公表いたします。

5. 2018 年度部屋割り・地割り細則

第1章 総則

第1条【細則の定義】

- 第1項 本細則の名称を「2018 年度部屋割り・地割り細則」とし、檜陵祭 2018（以下、檜陵祭）において、参加団体の檜陵祭期間中における活動場所（以下、区画）を決定し、また檜陵祭を円滑に運営していくことを目的とする。
- 第2項 本細則は、全て檜陵祭 2018 規約および檜陵祭 2018 実行委員会規約に基づいて定められる。

第2章 会議

第2条【会議の設置】

参加希望団体の使用区画を決定するために以下の会議を設置する。

- 1) 屋内区画の参加希望団体および使用区画を決定する会議……部屋割り会議
- 2) 屋外区画の参加希望団体および使用区画を決定する会議……地割り会議
- 3) 第2章第5条第1項に定める区画の参加希望団体および使用区画を決定する会議……部屋割り・地割り補助会議（以下、補助会議）

第3条【会議の決定】

部屋割り会議、地割り会議および補助会議における決定は、檜陵祭 2018 実行委員会（以下、実行委員会）における決定と暫定的に同等の効力を持ち、会議終了後、実行委員会における採決を

を経て正式に承認される。

第4条【部屋割り会議、地割り会議に参加する団体の決定】

第1項 檜陵祭期間中に北海道大学大学祭全学実行委員会を通して実行委員会が大学当局から使用を許可された区域での活動を希望する団体の数が区画数を上回った場合、檜陵祭 2018 実行委員会委員長（以下、委員長）が引いたくじをもって部屋割り会議、地割り会議に参加する団体を決定する。この抽選は屋内区画を希望する団体と屋外区画を希望する団体を区別して行われる。ただし、1年生団体（各基礎クラスを母体とし、その構成員のすべてが1年生でありかつ同じ基礎クラスに属している団体）、昨年度参加希望団体決定に関する抽選に落選した団体およびおすすめ企画認定団体はこの抽選の対象とはならない。

第2項 第2章第4条第1項に定める抽選において落選した団体は補助会議に出席することができる。これらの団体は補助会議において、部屋割り会議および地割り会議を欠席した団体と同等の権利を持つものとする。

第3項 第2章第4条第1項に定める抽選において落選し、かつ補助会議でも区画を得ることができなかった団体は、今年度の檜陵祭に参加することができない。

第4項 補助会議が開催されなかった場合、第2章第4条第1項に定める抽選に落選した団体は、今年度の檜陵祭に参加することができない。

第5条【未決定区画の使用権と補助会議】

第1項 以下の区画は暫定的に檜陵祭 2018 実行委員会事務局（以下、事務局）が使用権を有する。

- 1) 部屋割り会議および地割り会議で使用団体が決定しなかった区画
- 2) 部屋割り会議および地割り会議後に事務局が追加で分割した区画
- 3) 第3章第16条によって、第2章第2条のいずれかに定める会議の後に事務局に使用権が返還された区画

第2項 補助会議には、部屋割り会議および地割り会議で区画が決定していない団体の企画責任者1名が単独で出席するものとする。

第6条【会議の構成員】

第1項 参加希望団体の企画責任者は部屋割り会議、地割り会議および補助会議に単独で出席しなければならない。ただし、企画責任者が部屋割り会議、地割り会議および補助会議に出席しない団体について、第6条第2項に定める代理人が出席した場合はこの限りではない。

第2項 企画責任者が部屋割り会議、地割り会議および補助会議に出席できない場合、代理人を出席させることができる。その場合、事務局により決められた日時までに所定の手続きを行う。それ以降に申請された代理人のいずれかの会議への出席は認めない。ただし、急病や事故などのやむを得ない事情による場合は檜陵祭 2018 実行委員会事務局事務局長（以下、事務局長）の判断により認めることがある。

第7条【部屋割り会議のシステム】

第1項 部屋割り会議においてはブロックを決定した後に参加希望団体の区画を決定する。

第2項 部屋割り会議において、ブロックの決定は団体の希望を優先する。ただし、希望が集中した場合、団体間の話し合いによって決定する。話し合いで決定しない場合、または事務局長が必要と認めた場合、委員長が引いたくじをもってブロックを決定する。ここにおいて、おすすめ企画認定団体は、当該の抽選の前に希望するブロックでの活動が決定し、抽選を免除される。

第3項 第2章第7条第2項に定めるおすすめ企画認定団体の抽選免除において、おすすめ企画認定団体が大教室ブロックおよび椅子固定教室ブロックを第1希望とする場合は第2章第7条第2項の規定にかかわらず抽選を免除されない。

第4項 部屋割り会議において、団体の区画の決定はブロック内での話し合いによるものとする。話し合いで決定しない場合、または事務局長が必要と認めた場合、委員長が引いたくじをもって区画を決定する。ただし、ブロック内の団体の過半数の承認があるときに限り、当該ブロック内での区画決定を進行する檜陵祭 2018 実行委員会事務局事務局員（以下、事務局員）が指示する方法によって区画を決定することができる。

第 8 条 【地割り会議のシステム】

- 第 1 項 檜陵祭 2018 参加団体用公式 Web サイト（以下、参加団体用公式 Web サイト）における抽選にてブロックを決定した後、地割り会議において団体の区画を決定する。
- 第 2 項 地割り会議において、ブロックの決定は団体の希望を優先する。ただし、希望が集中した場合、委員長の立会の下、参加団体用公式 Web サイトにおける抽選にてブロックを決定する。ここにおいて、おすすめ企画認定団体は当該の抽選の前に希望するブロックでの活動が決定し、この抽選を免除される。
- 第 3 項 地割り会議において、団体の区画の決定はブロック内での話し合いによるものとする。話し合いで決定しない場合、または事務局長が必要と認めた場合、委員長が引いたくじをもって区画を決定する。ただし、ブロック内の団体の過半数の承認があるときに限り、当該ブロック内での区画決定を進行する事務局員が指示する方法によって区画を決定することができる。

第 9 条 【補助会議のシステム】

- 第 1 項 補助会議においては、委員長および副委員長（以下、実行委員会二役）の立会の下、団体がくじを引き、そのくじに書いてある若い番号順に区画を決定する。
- 第 2 項 地割り会議に参加せず補助会議に参加することとなった場合、事前に行われた参加団体用公式 Web サイトにおける抽選の結果を無効とする。

第 10 条 【立会人】

- 第 1 項 第 2 章第 4 条第 1 項、第 7 条第 2 項、第 7 条第 4 項、第 8 条第 3 項における抽選を行う場合、立会人がそれを監視する。
- 第 2 項 部屋割り会議、地割り会議に参加する団体の決定に関する抽選の立会人は、抽選の直前に参加希望団体内より希望者を募る。
- 第 3 項 部屋割り会議、地割り会議における抽選の立会人は、該当するブロックの出席者の中から希望者を募る。
- 第 4 項 立会の希望者がいない場合、第 3 章第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、立会人の監視がない状態で抽選を行うものとする。
- 第 5 項 抽選に対する異議申し立ては立会人のみできるものとする。

第 11 条 【会議への出席資格】

- 第 1 項 部屋割り会議、地割り会議および補助会議に出席する企画責任者または代理人は、学生証または顔写真および氏名の記載されている公的証明書により、本人であることを確認されなければならない。
- 第 2 項 代理人は、団体内で檜陵祭 2018 規約第 4 章第 24 条に定められるいずれかの係を務めており、第 2 章第 6 条第 2 項に基づいて申請された者のみを認めるものとする。
- 第 3 項 会議に遅刻した団体は、その会議に出席する権利を失うものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は認めることがある。その場合、抽選の結果は無効とはならない。

第 12 条 【会議の運営】

部屋割り会議、地割り会議および補助会議の進行は事務局が行うものとする。

第 3 章 活動場所

第 13 条 【団体の区画】

檜陵祭期間中、参加団体は部屋割り会議、地割り会議および補助会議の決定によって割り当てられた区画のみ使用が認められる。ただし、区画移動をやむを得ないとする事務局長の判断があったときに限り、事務局長が区画移動を認めることがある。その場合、参加団体の区画の移動先は事務局長が決めるものとする。

第 14 条 【団体の区画数】

参加団体の使用できる区画数は、1 団体につき 1 区画とする。

第 15 条 【使用許可区域の分割方法の公表】

実行委員会が大学当局から北海道大学大学祭全学実行委員会を通して榆陵祭期間中の使用を許可された区域の使用方法は事務局が決定し随時公表する。

第 16 条 【区画使用権の返還】

部屋割り会議、地割り会議および補助会議以降から榆陵祭最終日までの間に、榆陵祭での活動ができなくなった団体は速やかに事務局に報告し、区画の使用権を事務局に返還しなければならない。

第 17 条 【事務局運用区画】

以下の区画に関する使用権は実行委員会から事務局に譲渡され、その後は事務局の判断でその区画を運用することができる。

- 1) 補助会議において使用団体が決まらなかった区画
- 2) 第 3 章第 16 条によって、使用権が事務局に返還された区画
- 3) 第 3 章第 18 条第 2 項によって、使用権を剥奪された区画
- 4) 榆陵祭 2018 規約第 4 章第 26 条によって、使用権を剥奪された区画

第 18 条 【使用区画の譲渡・交換・共同使用】

第 1 項 団体は使用権を認められた区画の他団体への譲渡・交換はできないものとし、これらによる使用権の主張は無効とする。

第 2 項 第 3 章第 13 条に基づいて団体が使用権を認められた区画を、2 つ以上の団体が互いに提供しあって共同で使用してはならない。

第 4 章 雑則

第 19 条 【細則の改正】

本細則は、実行委員会の議決を経て改正され、その改正細則は可決後、直ちに効力を発揮する。